

滋賀県感染制御ネットワーク設置要綱

(設置目的)

第1条 滋賀県内における医療関連感染対策に対して適正に対応するため、専門家を組織化し、業務の方針等を検討するとともに、その結果を踏まえて医療関連感染対策に対する指導助言、普及啓発を行い、感染の予防・拡大の防止に努めることを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業主体は滋賀県とする。

(組 織)

第3条 滋賀県感染制御ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 滋賀県病院協会
- (2) 滋賀県医師会
- (3) 滋賀県歯科医師会
- (4) 滋賀県看護協会
- (5) 滋賀県臨床検査技師会
- (6) 滋賀県病院薬剤師会
- (7) 滋賀県保健所長会
- (8) 滋賀県衛生科学センター
- (9) その他事業に必要な組織

(委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、滋賀県感染制御ネットワーク運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、委員長および委員を置き、委員長は委員の互選によって決定する。

2 委員は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 滋賀県病院協会の代表する者若干名
- (2) 滋賀県医師会の代表する者若干名
- (3) 滋賀県歯科医師会の代表する者若干名
- (4) 滋賀県看護協会の代表する者若干名
- (5) 滋賀県臨床検査技師会の代表する者若干名
- (6) 滋賀県病院薬剤師会の代表する者若干名
- (7) 滋賀県保健所長会の代表する者若干名
- (8) 滋賀県衛生科学センターの代表する者若干名
- (9) その他事業に必要な組織の代表する者若干名

3 委員会は、必要に応じ随時開催するものとし、議題に応じた必要な委員が出席するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の事業)

第7条 委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会議開催に関する事
- (2) 相談に関する事
- (3) 巡回指導に関する事
- (4) サーベイランスに関する事
- (5) 研修や感染担当看護師育成に関する事
- (6) 広報に関する事
- (7) アウトブレイク(有事)の対応技術支援に関する事
- (8) その他必要な事

(ネットワークの運営)

第8条 ネットワークの事務局は、滋賀県健康医療福祉部感染症主管課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。